

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝日村長

市町村名 (市町村コード)	朝日村 (20451)	
地域名 (地域内農業集落名)	くりあげ場地区 (下洗馬、原新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備後の課題として、排水口が高くて水が抜けない、水田が均平でない、馬入れや畦畔が高く草刈りができない、ほ場にも畦畔にも大きな石が残っているといった課題が上がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ほ場整備により担い手への集積・集約化が行われたため現耕作者引き続き耕作すること基本だが、水田の耕作者は高齢化しているため、野菜への転作なども含め農地の有効利用を図る。
・ほ場整備後の課題については耕作者から出た要望に対し対応策を検討し実施する。
・畑として利用するには、ほ場整備により最初は作物が育たないため、緑肥などを利用しながら徐々に生産していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備により農用地の集積、集約化が図られたため現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者と現耕作者の貸付意向時期に配慮し、耕作ができなくなった場合は担い手に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備中なので、さらに耕作しやすいよう必要に応じ改良していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
継続して村及びJAと連携して取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者が管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③水田の自動水栓の導入、ドローンによる播種の検討をする。
 ⑦ほ場整備後の要望の対応策を実施する。